

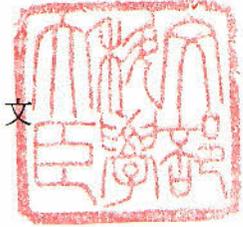


25受文科生第796号
平成25年11月13日

行政文書不開示決定通知書

様

文部科学大臣
下村博文



平成25年10月25日付け（平成25年10月28日受付）の行政文書開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 開示請求を受けた文書の名称

佐賀県武雄市の武雄市図書館についての別添資料にある交渉に関する一切の記録

別添資料：テレビ朝日 報道ステーション「“既得権益と戦う” 実行した佐賀県武雄市」（H25.4.30放送）の番組内

2 不開示とした理由

テレビ番組で発言のあった武雄市図書館に関する武雄市と文部科学省の交渉については、そのような事実は見受けられず、請求に係る行政文書については、作成・保有していないため不開示としました。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、文部科学大臣に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国（訴訟において国を代表するものは法務大臣となります。）を被告として、同法12条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

* 担当課等

生涯学習政策局社会教育課 TEL 03-5253-4111 内線 2970